

登米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年6月25日改定
登米市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

法第7条第1項に基づき、登米市農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（以下、「指針」という。）として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	17,700ha	62ha	0.35%
3年後の目標 (令和5年3月)	17,700ha	25ha	0.14%
目 標 (令和7年3月)	17,700ha	0ha	0.00%

※管内の農地面積については、農林水産省の統計による面積

【目標設定の考え方】

現状の遊休農地面積の概ね20%を単年度の解消目標面積とし、令和6年度末までに遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地利用最適化推進委員及び利用状況調査員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を実施し遊休農地の早期発見に努めるとともに、同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の結果を踏まえ同法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査及び利用意向調査の結果は農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針（平成29年11月10日付

け農振第 517 号宮城県農林水産部長通知) に基づき、利用意向調査による農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構との連携を強化する。

③非農地判断について

「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて適切に「非農地判断」を行い、「守るべき農地」を明確にする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
現 状 (令和 2 年 3 月)	17,700ha	8,562ha	48.37%
3 年後の目標 (令和 5 年 3 月)	17,700ha	11,654ha	65.84%
目 標 (令和 8 年 3 月)	17,700ha	14,747ha	83.31%

【目標設定の考え方】

集積面積のうち、田については登米市農業振興ビジョンの目標に合わせ、令和 7 年度末までに 90%の集積を目標とし、畑については現状の集積面積を維持していくものとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①地域における農業者等による協議の場の実質化

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、地域内の高齢で後継者未定の農業者に対する貸付意向等の確認及び地域内の農地の耕作状況等を把握した上で、「担い手への農地の集積・集約化の将来方針を示した人・農地プラン」の話し合いに取り組むとともに地区懇談会等での啓蒙活動に努める。

なお、農地中間管理事業を活用するにあたっては、機構集積協力金を視野に入れた農地集積・集約化に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

連携に係る活動方針に基づき登米市産業経済部、みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携し、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等の把握に努め、農地中間管理事業等により農地の集積を図る。

また、改正された農業経営基盤強化法が令和元年 1 月 1 日に施行され、農地中間管理機構を通じた担い手への転貸手法が簡素化されたことから集積計画一括方式による貸借を推進する。

さらに地域の農地集積・集約化協議の場へ機構コーディネーターの積極的な参加を促す。

③農地の集約化と利用権設定について

主に集落営農組織解散や農家の高齢化により農地集積が進まない状況に加え、分散錯圃が解消されていない状況も見受けられることから、担い手の意向を踏まえた上で、農地中間管理事業及び利用権設定等促進事業を活用して農地の転貸、賃貸借、売買、交換により農地の集積集約化を推進する。

農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない中山間地域等では、農地耕作条件改善事業や農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用と併せて営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを図るなど地域に応じた取り組みを推進する。

また、認定農業者等の高齢化により、さらなる集積が困難な地域においては、後継者の確保対策と併せて新規参入の促進を図る。

④その他

農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、未相続や所有者不明の農地であっても要件を備えれば利用権設定や農地中間管理機構への貸付けが可能となったことから、これらの農地の集積も図る。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者経営面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者経営面積）
令和元年度実績	0人 (ha)	0法人 (ha)
令和2年度～令和4年度 (3年間)の目標	3人 (1.2ha)	3法人 (3.6ha)
令和5年度～10年度 (6年間)の目標	6人 (2.4ha)	6法人 (7.2ha)

新規参入者の定義

1 「新規参入者」とは、農業従事経験の有無を問わず、土地や資金等を独自に調達し、新規で経営を開始した経営の責任者（1名）をいう。夫婦ともに就農する場合や複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合も含む。

ただし、農家出身でUターンや退職等を機に、相続・分家等により親の農地を譲り受けて農業経営を開始した方は含まない。

2 「農業経営を開始」とは、次の定義に準ずる事業を開始した者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模を営む者
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の規模が、次表の農業経営体の物的指標以上の規模の農業を営む者
- (3) 農作業の受託の事業を営む者

表 農業経営体の物的指標

露地野菜作付面積	15a	採卵鶏飼養頭数	150羽
施設野菜栽培面積	350㎡	ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
果樹栽培面積	10a	その他	1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
露地花き栽培面積	10a		
施設花き栽培面積	250㎡		
搾乳牛飼養頭数	1頭		
肥育牛飼養頭数	1頭		
豚飼養頭数	15頭		

【目標設定の考え方】

平成 29 年度～令和元年度の実績である 1 人（1 人当たり 0.4ha）、1 法人（1 法人当たり 1.2ha）を目標としている。

（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①新規参入希望者の受入体制について

農業改良普及センター、登米市産業経済部、みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合及び農業委員会が連携して行う就農相談会により、就農希望者をサポートするとともに新規就農者の確保を図る。

②農地等のあっせんについて

農地利用最適化推進委員は、農地の出し手の掘り起こしや空きハウス等の情報収集に努めるとともに、新規就農希望者が経営を開始できるよう、必要に応じてこれらのあっせんを行う。

③企業参入について

担い手が十分にいない地域では、農地中間管理事業を活用した企業参入の推進を図ることも検討する。

④地域への溶け込み支援について

農業委員及び農地利用最適化推進委員は新規参入者の地域の受入条件の調整等の支援を行う。

4 その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況に応じて見直しを行う。